

ホームセキュリティ「アイルス」ご利用規程
(タイプ T-F・T-T 共通)

大阪ガスセキュリティサービス株式会社

第1条 (目的)

当社は、ホームセキュリティ「アイルス」(以下「アイルス」といいます)の申込者さま・利用者さま(以下「お客さま」といいます)に対し、巻末の「アイルス」サービス計画書(以下「計画書」といいます)に基づくサービス業務(以下「本サービス」といいます)を実施することを約し、お客さまは、本サービスの提供に対し、サービス料金等を当社に支払うものとします。

- 2 本サービスは、防犯および防災の監視を行うことにより、お客さまの安心・安全の確保に資するものでありますが、盗犯や災害の防止を保証するものではありません。

第2条 (アイルスの概要)

当社が本サービスの対象物件(以下「対象物件」といいます)に設置する「アイルス」の概要は以下のとおりです。

- ① 「アイルス」は、通信回線(*1)を通じて、お客さま宅と基地局を結び、当社が警報信号の監視および警備員のお客さま宅への派遣を行うサービスです。なお、本サービスに必要なコントローラー、センサー等の機器(*2)(以下、「アイルス関連機器」といいます)は当社が設置し、お客さまへ貸与します。ただし、ガス警報器本体、火災警報機能付きガス警報器(*3)(以下「火災・ガス警報器」といいます)本体および火災警報器本体は、お客さまが別途準備するもので、アイルス関連機器には含まれないものとします。

(*1) 第3条第1項記載の通り、「アイルス」のタイプにより、使用すべき通信回線に指定があります。

(*2) 部材、配線等も含まれます。

機器の機能等については、当社が別途配布する「ご利用の手引き」をご覧ください。

(*3) 大阪ガス株式会社(以下「大阪ガス」といいます)の「びこびこ」、「けむびこ」以外の場合、利用できない場合があります。なお、ガス警報器本体や火災・ガス警報器本体からの信号を変換するための接点信号変換器はアイルス関連機器に含まれるものとします。

- ② センサー等が異常を感知した場合、基地局からお客さま宅へ電話による安全確認の連絡を行います。
- ③ ②記載の電話連絡により安全を確認できず警備員を出动させた場合、お客さまにて事前に所定の手続きにて当社にメールアドレスを登録されている場合は、当社は、「出動した旨」「点検結果」をお客さまの登録メールアドレスに送信いたします。
- ④ 対象物件が、ご加入時に大阪ガスより都市ガスの供給を受け、かつそのガスメーター号数が16号以下の場合、お客さまは、本サービスの一部として、ガスメーター1台に対して、「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」を受けることができます。「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」の内容は、ガスメーターの使用時間等の通知を受けてお客さまに電話で連絡することおよびその遠隔しゃ断をすること、ならびに、お客さまからのご連絡に基づき対象物件のガスメーターの遠隔しゃ断をすることです。「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」のサービスを受ける対象物件のガスメーターにはメーター無線子機を設置します(以下、この無線子機は「アイルス関連機器」に含まれるものとします)。また、ご加入時に大阪ガスとガスの使用契約を締結されていたお客さまが、本サービス加入後に大阪ガスとのガスの使用契約を解約し、大阪ガス以外のガス会社との間でガスの使用契約を締結された場合でも、「ガス消し忘れ通知サービス」「ガス遠隔しゃ断サービス」は継続いただけます。大阪ガス以外のガス会社にガスの使用契約を変更される場合は、当社までご連絡をいただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、当社は一切責任を負いかねます。なお、一部他社ガス会社に移行した場合やガスを使用しない住宅の場合には本サービスの提供が出来ない場合がございます。詳しくはアイルス ヘルプデスクにお問い合わせください。なお、当社は、「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」に関する業務を大阪ガスに委託しています。

--- 【以下の本条⑤～⑦は、タイプ T-F のみに関わる記載】 -----

- ⑤ スマートフォンを活用した帰宅・外出メールサービスをご利用の場合、お客さまが事前に所定の手続きにてメールアドレスや利用者別の暗証番号(アイルスリーダーをご利用の場合は、フェリカ媒体)を登録し、

帰宅・外出通知機能の設定をすることにより、お客さまによる警戒操作を利用者別に認識し、お客さまの設定に応じたメールを当社は送信いたします。

- ⑥ 防犯監視機能の遠隔操作(起動)については、インターネット接続が可能なスマートフォンの操作を通じて行うことができます。
- ⑦ 別途利用の申し込みにより、インターネット接続が可能なスマートフォンを通じ計画書の2.に記載の住宅設備機器の遠隔操作(以下「住宅設備機器の遠隔操作」とします)を行うことが可能です。また、計画書の2.(※1)に記載通り、一部メニューに限り、遠隔操作の結果をお客さま指定のメールアドレスに送信します。
- ⑧ 住宅設備の遠隔操作には、ホームオートメーション(HA)無線子機(以下「HA無線子機」とします)の設置(部材や配線を含みます)が必要となります。(このHA無線子機は、本条①記載の「アイルス関連機器」に含まれるものとします。なお、住宅設備機器の遠隔操作の対象となる住宅設備機器自体は、アイルス関連機器には含まれないものとします)

---【以下の本条⑨～⑫は、あんしんお元気サービスのみに関わる記載】-----

- ⑨ あんしんお元気サービス(以下「あんしんお元気」といいます)は、次の3つのメニューで構成される、高齢者の方を対象にしたサービスです。
 - a. お元気コール
 - b. 非常監視サービス(以下「あんしん非常」といいます)
 - c. お知らせサービス(以下「お知らせ機能」といいます)
- ⑩ 「お元気コール」は、当社スタッフ(以下「お元気スタッフ」といいます)が、週に1～3回、お客さまと合意した曜日に、お客さま宅に電話をかけるメニューです。お電話で緊急事態発生等、当社が必要と判断した場合、お客さま宅に警備員を派遣いたします。

ご不在の場合であっても、その旨の緊急連絡先への連絡や出動による状況確認は行いません。

お元気コールの報告メールであるお元気メール(以下「お元気メール」といいます)は、「お元気コール」にて当社がお客さま宅に対して電話をかけ終わった後、お電話でお伺いしたこと(不在の旨を含む)を、当日中にお客さまの指定する電子メールアドレスにメール送信することにより報告いたします。(別途申込が必要です)

なお、送信先アドレスは国内在住の方で、緊急連絡先にご登録いただける方に限ります。

- ⑪ 「あんしん非常」は、非常ボタンを利用するメニューです。お客さまが非常ボタンを押すと、当社に警報信号が送られます。当社は、お客さま宅に電話による安全確認を行い、必要に応じて警備員を派遣します。この場合、当社は、お客さまの体調不良を想定し対応します。
- ⑫ 「お知らせ機能」は、トイレの扉などに専用センサー(以下「生活リズムセンサー」といいます)を取り付けます。「アイルス」の防犯監視機能の外出モードを停止している間に、生活リズムセンサーに所定の反応がない状態が一定時間続くと、お客さまに異常事態が発生した可能性があるかと判断して、「アイルス」が警報を発します。この際、当社は、お客さま宅に電話による安全確認を行い、必要に応じて警備員の派遣を行います。

第3条(通信回線)

【T-Fの場合】

利用通信回線は、当社が指定するインターネット・サービスを利用した常時接続環境にあることが必要です。また、バックアップ用NCUを契約されている方は、【T-Tの場合】の項目に記載されている内容も対象となります。

【T-Tの場合】

利用通信回線は、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)が提供する加入電話(NTT西日本が交換設備と電話サービス申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービスで、着信用電話等を除くものです)または当社が指定する電話サービスであることが必要です。

また、電話番号が市外局番から始まらないIP電話等<例:050で始まるもの>は除きます。

なお、お客さまは、本サービスにおける警報信号等(警備の開始、解除や定時通報※を含む)の送信に要する一切の電話料金を負担するものとします。また、アイルス関連機器の設置工事に際して、警報信号等テスト送信に要する一切の電話料金についても、同様に、お客さまが負担するものとします。

※アイルス関連機器が正常に稼働していることを確認するために、定期的に信号を送信することをいいます。

- 2 前項の利用通信回線に関する契約については、通信回線会社とお客さまが締結するものとし、当社は関与

しないものとします。また、通信回線機器（光終端装置、網終端装置、VOIPアダプタ、ISDNターミナルアダプタ等の利用通信回線に関する機器で、第2条に記載している「アイルス関連機器」を除いたもの）についても、当社は関与しないものとします。ただし、利用通信回線、通信回線機器に関する契約または設備に変更が生じ、当社によるアイルス関連機器の設定調整、部品交換または機器交換（以下、「設定調整等」とします）を要する場合、当社は、設定調整等に要する費用をお客さまに請求できるものとします。

3 お客さまが通信回線を変更しようとする場合は、事前に当社への相談を行うこととします。

4 当社は、第1項の利用通信回線、通信回線機器に起因するお客さまの損害に関して、その責めを負いません。また、お客さまが通信回線の変更前の相談を当社になされなかったことにより、生じた損害についても、その責めを負いません。

第4条（スマートフォン）

本サービスにおいて、電子メールの受信（タイプ T-F のお客さまにおいては防犯監視機能の起動および住宅設備機器の起動・停止の遠隔操作）を行うために使用するスマートフォンは、下記の条件をすべて満たすことが必要です。

① サービスの提供者が、以下のいずれかであること

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- ・KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社
- ・ソフトバンク株式会社

② 電子メールサービスおよびインターネット接続サービスを受けているもの

③ スマートフォンの場合は、

キャリアメール（移動体通信事業者から提供されたメールアドレス）を使用してメールの送受信を行うこと

- 例) NTT ドコモ — i モードメール、sp モードメール
au — EZweb メール
ソフトバンク — S!メール

※使用可能なドメイン一覧（2018年3月現在）

- ・NTT ドコモ (docomo.ne.jp, mopera.net)
- ・au (ezweb.ne.jp, ido.ne.jp)
- ・ソフトバンク (softbank.ne.jp, vodafone.ne.jp, disney.ne.jp, emnet.ne.jp, emobile.ne.jp, emobile-s.ne.jp, ymobile.ne.jp, y-mobile.ne.jp, pdx.ne.jp, willcom.com, wcm.ne.jp)

2 お客さまが、スマートフォンを使用して、電子メール受信のためのメールアドレス登録、（タイプ T-F のお客さまにおいては防犯監視機能の起動および住宅設備機器の起動・停止の遠隔操作）を行うためには、ID およびパスワードが必要となります。当該 ID およびパスワードは当社にて事前設定し、お客さまに連絡します。

3 スマートフォンの会社との契約については、お客さまが締結するものとし、当社は関与しないものとします。

4 当社は、「アイルス」の機能のうちスマートフォンを利用するものについて、メール受信の不具合や遠隔操作の不具合等に起因するお客さまの損害に関して、その責めを負いません。

第5条（サービス開始と提供期間）

本サービスの提供は、お客さまからの利用申込みを当社が承諾し、お客さまと当社の間で協議して決定する本サービス開始日から開始されることとし、本サービス提供期間は開始日から5年間とします。なお、お客さまは、本サービスのうち、「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」について、開始時期が本サービス開始日より最大1ヶ月程度遅れる場合があることを承諾するものとします。また、「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」の開始が遅れた場合も、本サービス提供期間の起算点は「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」以外のサービスを開始した日とします。

2 「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」の開始日は、郵便物などでお知らせします。

3 第1項に記載の本サービス提供期間の終了1ヶ月前までに、お客さま、または当社のいずれからも文書による改廃の意思表示がない場合は、本規程、計画書および「アイルスご利用申込書」（以下「申込書」といいます）に記載の条件をもって、本サービスの提供を1年間自動的に継続することとし、以後もまた同様とします。

第6条（コントロールセンター及び待機所の変更）

当社は、本サービスの提供に当たってコントロールセンターおよび警備員が待機する施設（以下「待機所」といいます）の所在地を法令の範囲内で移転変更することがあります。ただし、当該変更した内容は書面等によって個別通知はいたしません。

第7条（ステッカーの貸与）

当社は、本サービス提供期間中、お客さまに対して、当社が対象物件の警備を実施していることを示すステッカー（以下「警備ステッカー」といいます）を貸与します。

第8条（初期費用・月額、その他の費用）

お客さまは当社に対して、申込書に記載の、消費税および地方消費税に相当する額を含む初期費用（以下「初期費用等」といいます）、消費税および地方消費税に相当する額を含む月額（以下「サービス料金等」といいます）を支払うものとします。

- 2 初期費用等およびサービス料金等には、計画書記載の業務に関する費用のみを含むものとします。ただし、下記の場合でも、初期費用等の一部返金やサービス料金等の減額はしません。
 - ① 第5条第1項記載の、「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」の開始時期が本サービス開始日より遅れた場合
 - ② お客さまが「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」を希望しない場合
 - ③ 「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」のサービスを受けることができない状態である場合、または対象物件のガスメータ号数が16号を超えている場合または超えるようになった場合（「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」のサービスを受けることができない状態である場合）
 - ④ 対象物件設置のガス機器により、「ガス消し忘れ通知サービス・ガス遠隔しゃ断サービス」のサービスの一部または全部がご利用できない場合
 - ⑤ 電波不良、端末の設定、当社サーバー等の不具合など原因の如何に関わらず、スマートフォンを利用した、メール受信（タイプ T-F のお客さまにおいては、防犯監視機能の起動や住宅設備機器の遠隔操作）の機能を利用できない場合
- 3 サービス料金等には、下記に関する費用は含まれませんので、お客さまでの別途負担となります。
 - ① 出動費用
以下の事由により、当社の警備員を出動させた場合、1回の出動につき、3,300円（税込）を当社はお客さまに請求できるものとし、お客さまは当社に支払うものとします。
 - ・対象物件の開錠依頼に基づく場合
 - ・本業務の目的の範囲外または範囲を超える事由により出動した場合
 - ・その他、お客さまの事由や要請に基づく場合
 - ② 撤去工事費用
契約期間中に解約の場合には、アイルス関連機器の撤去作業費として11,000円（税込）が必要となります。
 - ③ 維持費用
 - ・通信回線に関する費用
（例）通信回線に関する回線料金、プロバイダ料金等
 - ・警報信号等（警備の開始、解除や定時通報※を含む）の送信に要する電話料金（タイプ T-T の場合）
 - ・バックアップ用 NCU を契約している場合、警報信号等の送信に要する電話料金（タイプ T-T の場合）
※アイルス関連機器が正常に稼働していることを確認するために、定期的に信号を送信することをいいます。
 - ・アイルス機器の電気代金
 - ・スマートフォンの維持・操作に要する費用
 - ・無線アイルスリーダーをご利用の場合、無線アイルスリーダーの電池交換に要する費用
 - ・ペンダント型非常ボタンをご利用の場合、非常ボタンの電池交換に要する費用
 - ・ホームオートメーションをご利用の場合、HA 無線子機の電池交換に要する費用
 - ④ 変更に伴う費用
 - ・通信回線変更に関する費用
お客さまによる通信回線の変更にアイルス機器を対応させるための工事費用5,500円（税込）
 - ・暗証番号の変更等アイルス機器の設定変更に要する作業費用12,650円（税込）
 - ・警備内容の変更に伴うアイルス機器の増減設に要する費用11,000円（税込）より
 - ⑤ その他

- ・お客さまがウイルス関連機器を毀損・紛失させた場合の、修理・回復に要する費用
- ・原状回復に要する費用

(例) アイルス関連機器の撤去後の損傷箇所

サービス提供上、生じた当社や警察または消防署員等による扉・窓ガラス・壁・チェーン等の破壊

- ・本契約またはお客さまとの間で取り決めた各種費用

第9条 (サービス料金等の支払い時期および支払い方法等)

お客さまは、サービス料金等については、当社が指定する日にお客さまの指定する金融機関から自動引落をすること(以下「口座振替」といいます)により支払うものとします。お客さまは、初期費用等については、初めての口座振替の際、サービス料金等と合算して、口座振替により支払うものとします。なお、お客さまの通帳の振替表示をもって領収書に代えるものとします。標記、振替後のお客さまの通帳には「OGF(OGセキュリティサービス)」・「OGF」等と記載されます。

- 2 お客さまは、前項記載の金融機関に関して変更があった場合、直ちに当社に連絡するものとします。
- 3 サービス料金等の料金の算定、精算は暦月を単位とし、お客さまは本サービスの提供を受けた月のサービス料金等を翌月に支払うものとします。
- 4 本サービスの提供が月の途中から開始される場合、当該月のサービス料金等は生じません。
- 5 物価上昇など経済情勢の変動やその他の事由により、サービス料金等を維持し難い場合、当社は、30日前までにお客さまに通知のうえ、合理的な範囲内でサービス料金等を改定することができます。
- 6 お客さまは、当社が前項の料金改定を実施した場合には、第5条の期間にかかわらず、解約することができます。この場合、お客さまには、サービス料金等の改定実施の7日前までに、文書にて当社に解約を申し入れていただきます。この解約の場合もお客さまには、解約日の属する月のサービス料金等をお支払いいただきます。
- 7 お客さまが前項の解約を申し入れた場合、解約日はサービス料金の改定実施日の前日といたします。
- 8 消費税または地方消費税の税率が変更された場合、お客さまは税率変更が施行された日の属する月の当月分から新税率により算定したサービス料金等を支払うものとします。書面等で個別通知はいたしません。

(振替は翌月となります)

第10条 (本サービスの停止とサービス料金等の支払い)

お客さまの責めに帰すべき事由(サービス料金の支払がない場合を含みます)ならびにお客さまおよび当社のいずれの責めにも帰さない事由により、本サービスを提供できない場合は、当社は本サービスの提供を停止します。この場合、当社はサービス提供の義務を免除されるものとします。

- 2 当社の責めに帰すべき事由による本サービスの停止期間については、お客さまは第8条に定めるサービス料金等の一部を免除されるものとします。この場合の金額算定は、1ヶ月を30日とした日割計算で行います。なお1日未満の場合の停止期間については0日と算定します。

第11条 (出勤の費用)

お客さまが、以下の事由により、当社の警備員を出動させた場合、1回の出勤につき、3,300円(税込)を当社はお客さまに請求できるものとし、お客さまは当社に支払うものとします。

- ① 対象物件の開錠依頼に基づく場合
- ② 本業務の目的の範囲外または範囲を超える事由により出勤した場合
- ③ その他、お客さまの事由や要請に基づく場合

第12条 (設備の設置および所有区分)

アイルス関連機器の所有権については、大阪ガスファイナンス株式会社(もしくは当社または大阪ガス)に属するものとし、本サービス提供期間中はお客さまが使用するものとします。なお、本サービス提供期間中、お客さまは当社に無断でアイルス関連機器の取り外しや位置替えまたは第三者への譲渡もしくは転貸等を行うことができません。

第13条 (鍵の預託)

当社はお客さまの希望により、対象物件に入るための玄関等の鍵を予め預かります。なお、お客さまは、「アイルス」申し込み時に、申込書の所定欄に当社へ鍵を預けるか否かの意思表示をするものとします。

- 2 お客さまは、当社へ鍵を預けた場合、緊急事態発生時等、当社が必要と判断する場合に、当社の警備員がお客さまの同意を要することなく鍵を用いて住戸に入室することにあらかじめ同意します。また、内部から

- のチェーンロック等の施錠により、住戸に入れない場合は、必要な範囲でチェーンロック等の切断、もしくは、ガラス破壊を行うことがあります。この場合の原状回復に伴う費用はお客様の負担となります。
- 3 当社が鍵を預かっていない場合、警備員は、出動に際して、お客様宅の外観点検のみを実施します。ただし、第8条のサービス料金等の減額はしません。
 - 4 お客様は、本条第1項で定めた鍵を変更する場合や新たに錠を増設する場合、直ちに当社に連絡するものとし、お客様より連絡がなかったため本サービスの提供に支障が生じた場合、当社はそのことにより生じた損害について責めを負いません。
 - 5 当社は預かった鍵を本サービスのためののみ利用するものとし、また、当社は、お客様の依頼により、預かった鍵をお客様に届ける等の本サービスに含まれないサービスは実施いたしません。
 - 6 本契約期間終了後、当社は速やかにお預かりした鍵を返却いたします。
なお、やむをえない理由によってお客様に鍵を返却できない場合には、本契約期間終了後1年間、鍵を厳重に保管するものとし、この保管期間を経過してもなお、鍵の返却ができない場合は、当社は破壊・溶解等の方法により鍵を再使用できない状態にして廃棄いたします。廃棄について、予告・報告はいたしません。
鍵の廃棄について、当社は何らの責めを負いません。

第14条（アイルス関連機器の維持管理等）

- お客様は当社が別途配布する「ご利用の手引き」の「ご利用の前に」に記載されている項目を遵守し、アイルス関連機器および本サービスを利用するものとします。
- 2 お客様は、「ご利用の手引き」の「点検の方法」に記載されている方法に従い、アイルス関連機器およびガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器の点検を行うものとします。お客様が点検またはその他の機会に、アイルス関連機器の異常または故障を発見した場合は、遅滞なく当社に連絡するものとします。また、ガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器の異常または故障を発見した場合は、遅滞なく機器所定のメーカー等および当社に連絡するものとします。なお、お客様が、アイルス関連機器およびガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器の作動状態の確認を行わない場合、またはアイルス関連機器またはガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器の異常または故障を発見し遅滞なく当社に連絡しない場合、当社は、アイルス関連機器またはガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器の異常または故障に起因する損害の賠償の責めを負いません。
 - 3 当社は、前項の連絡を受けた場合、遅滞なく当該アイルス関連機器の点検を行い、修理します。お客様は、本修理が自らの責めに帰すべき事由による場合、それに要した費用を当社に支払うものとします。
 - 4 当社は、当該アイルス関連機器およびガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器が修理または原状修復されるまでの間、当該アイルス関連機器およびガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器を用いて行う本サービスの提供は停止することとし、このことに起因する損害の賠償の責めを負いません。
 - 5 お客様は、「ご利用の手引き」の「電池交換について」に記載されている方法で無線アイルスリーダー、ペンダント非常ボタン、HA無線子機(*1)に必要な電池交換を行うものとします。当社は、お客様が電池交換を怠ったことに起因する損害の賠償の責めを負いません。
(*1) タイプT-Fのみのオプションとなります。
 - 6 当社（当社特約店）は、前項に記載以外のアイルス関連機器の電池交換を必要に応じて行うものとし、お客様は当社の電池交換作業に協力することとします。（お客様の費用負担はございません）
なお、お客様の責め（長期不在等を含む）により電池交換が行えなかった場合、当社は当該機器を用いて行う本サービスの提供は停止することとし、このことに起因する損害の賠償の責めを負いません。

第15条（破損等に関する通知義務）

お客様は、アイルス関連機器、ガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器（各機器の配線や部材を含みます）の取扱いについて過誤のないように十分注意するとともに、何らかの原因により本サービス提供の遂行に支障をきたす事由（アイルス関連機器の破損等）が生じた場合、直ちに当社に連絡するものとします。なお、直ちに当社に連絡しないことにより、お客様が損害を被ったとしても、当社はその賠償の責めを負いません。

第16条（設備の変更・毀損・紛失）

お客様は、本サービス提供期間中、アイルス関連機器に変更、毀損、紛失があった場合は、遅滞なく当社に連絡して、アイルス関連機器の修理もしくは新たなアイルス関連機器の設置を求めるものとします。お客様は、この修理または設置が自らの責めに帰すべき事由による場合、それに要した費用を当社に支払う

ものとし、また、ガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器に変更、毀損、紛失があった場合は、遅滞なく機器所定のメーカー等および当社に連絡するものとし、機器所定のメーカー等に修理もしくは新たな機器の設置を求めることとします。なお、アイルス関連機器、ガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器のいずれの場合においても、遅滞なく当社に連絡しないことにより、お客さまが損害を被ったとしても、当社はその賠償の責めを負いません。

第17条（対象物件への立ち入り等）

当社（委託先を含み、以下同じ）は、本サービスの遂行、アイルス関連機器に関する工事、保守点検、または撤去工事のために必要がある場合には、対象物件に立ち入ることができるものとし、お客さまは、正当な事由がない限り、立ち入りを承諾するものとする。

- 2 対象物件をお客さまが貸主として第三者へ貸借している場合、お客さまが当該第三者に対して、前項に定める立ち入りに関して承諾を得ることができるようにしていただきます。
- 3 お客さまが対象物件の借主の場合、対象物件の貸主に対して、本条第一項に定めた内容と同様に、当社が立ち入ることができるよう協力をしていただきます。また、対象物件においてアイルス関連機器の設置等の工事を行うことから、壁等にねじ穴等の変更が生じることがあり、当該事象について貸主に承諾を得ることができるようにしていただきます。
- 4 当社は、お客さまが本条第2項および第3項に定める各々の承諾を得なかったことで、お客さまが損害を被ったとしても一切責任を負いません。

第18条（対象物件の改造等）

お客さまは、対象物件の増築もしくは改造等(*1)を行うときは、その着工日の30日前までに当社に連絡し、当社に対して計画書の変更検討を求めるものとし、ただし、当社はその内容に応じて当社が定める手数料をお客さまに請求することができます。また、対象物件の増築もしくは改造等(*1)に伴いアイルス関連機器や設備配線等の追加あるいは変更が必要とされる場合、当社はお客さまと協議のうえサービス料金等を変更できるものとし、その追加あるいは変更に必要な費用はお客さまが負担するものとし、

- 2 お客さまが当社に連絡なく対象物件の増築もしくは改造等(*1)を行ったことにより、本サービスに支障が生じ、これによってお客さまが損害を被ったとしても、当社はその賠償の責めを負いません。
- 3 お客さまは、対象物件の増築もしくは改造等(*1)を伴わない場合でも、アイルス関連機器の追加または変更をできることとします。この場合、当社はお客さまと協議のうえサービス料金等を変更できるものとし、その追加に必要な費用はお客さまが負担するものとし、

(*1) タイプ T-F の場合、「遠隔操作対象の住宅設備機器の更新」も含めるものとし、

第19条（本サービスの実施）

当社は、計画書に定めるところに従い、本サービスを提供します。

第20条（法令等の遵守）

当社は本サービスを提供するにあたって関係する諸法令を遵守します。

第21条（損害賠償）

当社または、お客さまは、相手方の故意・過失に基づく事由により、損害を被った場合には、直接の原因に起因する範囲内において、損害賠償請求を行うことができます。

ただし、損害賠償の上限は第22条に定める通りとします。

- 2 前項において、損害賠償請求を行う者が損害の発生の事実を知った日から直ちに相手方に対して書面を交付して通知するものとし、
- 3 当社またはお客さまは、本契約に違反した場合には、損害を被った範囲内において、相手方に損害賠償請求を行うことができます。
- 4 本条を適用した場合においても、契約解除を妨げるものではありません。
- 5 お客さまが第22条で定める保険金を受領した場合には、当該保険金が損害金であり、改めて二重に請求することができないものとし、

第22条（保険の取扱い）

当社は、契約対象物件が警備中にもかかわらず、お客さまに対して損害が生じた場合で、かつ、当社の責めに帰すべき事由によって生じた場合については、直接の損害の範囲内において、当社が締結している保険契約に基づき、次に定める額を限度額として支払います。なお、①②③については、個別に上限額として扱

います。

(1件の事故により)

- ① 人的損害及び物的損害の合計：5億円
 - ② 現金、有価証券、貴金属、美術品：5千万円
 - ③ 鍵 等：5百万円
- 2 本条に定める保険金の支払いについては、次に定める条件を満たさなければならないものとします。
- ① 窃盗または強盗などによる事故が発生した場合は、直ちに警察署等の関係機関に被害を届け出て（以下「被害届」といいます）、受理されること。
 - ② 前号における被害届の受理の写しを当社へ提出すること。
 - ③ 当社が提出を依頼する書面に必要事項を記入し、かつ当社が指定する期日までに提出すること。

第23条（当社の免責）

本サービスは、防犯および防災の監視を行うことにより、お客さまの安心・安全の確保に資するものでありますが、盗犯や災害の防止を保証するものではありません。当社が本サービスを提供するにあたってお客さまが受けた損害について、当社は、本規程に定める場合のほか、次の各項に該当する場合には、その損害について、責めを負わないものとします。

2 （不可効力等当社の責めに帰さない事由に関する免責）

次に定める内容について、当社は責めを負わないものとします。

- ① お客さまの精神的損害および得べかりし利益の喪失等の損害（ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除く）
- ② 窃盗または強盗の際に生じた損害およびそれに起因する間接的被害の損害
- ③ 地震（震度、マグニチュードを問わず）、洪水、津波、台風、落雷等の天災地変に起因する損害
- ④ 暴動、事故、デモまたはイベント等による交通規制、交通渋滞が発生したことに起因する損害
- ⑤ 契約対象物件または、契約対象物件の近隣の火災に起因する損害
- ⑥ 停電（計画停電含む）、通信回線障害（通信回線に関する通信機器等を含む）に起因する損害
- ⑦ アイルス関連機器に含まれない機器に起因する損害
- ⑧ 対象物件およびその資・機材等自体の瑕疵、もしくはお客さまの管理上の不備またはお客さまの故意や過失に起因する損害
- ⑨ 当社の責めに帰さないアイルス関連機器または配線の取扱いの過誤に起因する損害
- ⑩ 天災地変、暴動、利用通信回線（利用通信回線に関する通信機器等含む）の障害、停電、その他不可抗力により当社がお客さまに本サービスの提供ができなくなったことに起因する損害
- ⑪ 当社の責めに帰さないアイルス関連機器の異常または故障に起因する損害（アイルス関連機器の無線通信障害を含む）

3 （原状回復義務の免責）

次に定める内容について、当社は責めを負わないものとします。

- ① アイルス関連機器の撤去後の施設等の損傷箇所
- ② 火災発生時の消防署員や侵入発生時の警察署員による入口・扉・窓等の破壊による損害
- ③ 本サービスの提供上、必要な範囲での当社による入口・チェーンロック・扉・窓等の破壊による損害

4 （停止期間中の免責）

サービスの停止に関して、次に定める内容について、当社は責めを負わないものとします。

- ① お客さまの責めに帰すべき事由（サービス料金の支払がない場合を含みます）ならびにお客さまおよび当社のいずれの責めにも帰さない事由により、本サービスを提供できない場合に、サービスを提供しないことに起因する損害
- ② アイルス関連機器の修理等、正当な理由にもとづき、当社が本サービスの提供を停止している間の損害
- ③ その他、サービスが停止されている間および監視機能が停止されている間に生じた損害（当社の責めに帰すべき事由による場合を除く）

5 （通信に関する免責）

当社は、通信回線について、次に定める内容について、当社は責めを負わないものとします。

- ① お客さまの利用通信回線、通信回線機器に起因するお客さまの損害
- ② お客さまが通信回線の変更前の相談を当社になさらなかったことに起因する損害

- ③ お客さまによる利用通信回線に関する通信回線機器の設定変更・書き換え・機器交換に起因する損害（当社の承認を得た場合を除く）
- ④ 利用通信回線を変更したことに起因する損害（当社の承認を得た場合を除く）
- 6 （スマートフォンのメール通知・遠隔操作に関する免責）

「アイルス」の機能のうちスマートフォンを利用するものについて、電波不良、端末の設定、当社サーバー等の不具合など原因の如何に関わらず、その機能の不具合によるお客さまの損害について、次に定める内容を含め当社は一切その責めを負わないものとします。

 - ① メール受信しないことによる損害
 - ② タイプT-Fのお客さまで、住宅設備の遠隔操作ができなかったことによる損害
 - ③ タイプT-Fのお客さまで、警備の遠隔操作ができなかったことによる損害
- 7 （お客様が当社に連絡しないことに起因する損害に関する免責）

次に定める内容を含む、お客さまが当社に連絡しないことにより生ずる損害について、当社は責めを負わないものとします。

 - ① お客さまの申込内容に変更が生じたにもかかわらず、当社への連絡がなくその変更内容に起因する損害
 - ② アイルス関連機器、ガス警報器、火災・ガス警報器、火災警報器（各機器の配線や部材を含みます）について、何らかの原因により本サービス提供の遂行に支障をきたす事由（アイルス関連機器の破損等）が生じたにもかかわらず、当社に連絡しないことにより起因する損害
 - ③ 第13条記載の鍵について、お客さまが鍵を変更した場合や新たに錠を増設した場合に、お客さまより連絡がなかったことに起因する損害
- 8 （機器の保守・取扱いに関する免責）

アイルス関連機器およびそれらに接続されている機器の取り扱いについて、次に定める内容について、当社は責めを負わないものとします。

 - ①お客さまの故意・過失によるアイルス関連機器の操作の失念（誤操作を含む）に起因する損害
 - ②お客さまが、アイルス関連機器およびそれらに接続されている機器の確認を行わない場合、またはアイルス関連機器またはそれらに接続されている機器の異常または故障を発見し、遅滞なく当社に連絡しない場合に生じたアイルス関連機器、またはそれらに接続されている機器の異常、または故障に起因する損害。
 - ③当社は、当該アイルス関連機器およびそれらに接続されている機器が修理または原状修復されるまでの間、当該アイルス関連機器およびそれらに接続されている機器を用いて行う本サービスの提供は停止することとし、このことに起因する損害
 - ④お客さまは、「ご利用の手引き」の「電池交換について」に記載されている方法でペンダント非常ボタン、無線アイルスリーダー、HA 無線子機に必要な電池交換を行うものとします。＜その他のアイルス関連機器の電池交換については、当社が行います。（無償）＞

この場合に、お客さまが電池交換を怠ったことに起因する損害
 - ⑤サービス提供を停止している場合に、サービスを停止したことに起因する損害
 - ⑥アイルス関連機器を、お客さま等が当社の承認を得ずに移設、変更、撤去、分解および改造等を行ったことに起因する損害
- 9 （出動時の対応について免責）

出動時の対応について、次に定める内容について、当社は責めを負わないものとします。

 - ① 当社が鍵を預かっていない場合に、内部点検ができないことにより生じた損害
 - ② アイルス関連機器の設置場所以外またはその感知機能範囲外から生じた損害
- 10 （あんしんお元気サービスに関する免責）

あんしんお元気サービスに関して、次に定める内容について、当社は責めを負わないものとします。

 - ① 安全確認のため、扉を破壊するなどしてお客さま宅の内部に進入した場合の扉破壊等の損害
 - ② 日常生活の中で介護が必要な時などに非常ボタンによる通報があった場合に、当社が対応できないことに起因する損害
 - ③ お客さまは、「お元気メール」を受信するために、お客さま（契約者）ご自身によって電子メールを受信する機器（スマートフォン等）の受信設定手続または受信拒否設定の解除手続等を行っていただく必要があり、この場合の「お元気メール」の受信ができなかったことに起因する損害
 - ④ 警察・消防への緊急連絡、緊急連絡先への緊急連絡を問わず、当社の緊急判断に起因する損害

当社は、本サービスの監視業務および出動業務及び本業務に関連する内容についての一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第 25 条（本サービス提供の終了）

お客さまにおいて以下の事由が生じた場合、当社はお客さまに催告することなく、本サービスの提供を終了することができます。この場合、お客さまは期限の利益を喪失し、当社に対する債務の全てを直ちに弁済しなくてはならないものとします。

- ① 支払停止または手形交換所の取引停止処分もしくはその警告があったとき
 - ② 租税公課を滞納して督促を受け、または滞納処分もしくは保全差押を受けたとき
 - ③ 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売その他民事執行の申立てがあったとき
 - ④ 破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停等法的整理手続きの申立てまたは開始があったとき
 - ⑤ 成年被後見人、被保佐人として審判の請求を受けた場合、または自ら審判の請求を行った場合
 - ⑥ 本契約を継続し難い事情が発生し、信頼関係の修復が不可能であると判断した場合
 - ⑦ 前各号に掲げる事由の他、当社が本サービスの提供上支障があると判断したとき
- 2 お客さまにおいて以下の事由が生じた場合、当社はお客さまへの催告後、一定期間（14 日間以上）が経過しても改善されない場合は、本サービスの提供を終了することができます。この場合、お客さまは期限の利益を喪失し、当社に対する債務の全てを直ちに弁済しなくてはならないものとします。
- ① サービス料金等の支払い期日を遅延したとき
 - ② 当社に無断でアイルス関連機器を取り外し、位置替え、変更、滅失、毀損もしくは紛失があったとき
 - ③ 当社が本サービスの提供上支障があると判断し、アイルス関連機器の修理または更新を書面にて依頼したとき
 - ④ アイルス関連機器を正常な方法で利用しないなど、当社が本サービスの提供上支障があると判断したとき
 - ⑤ 本規程の各条項の一に違反したとき
 - ⑥ 前各号に掲げる事由の他、当社が本サービスの提供上支障があると判断したとき
- 3 本条各項により当社に生じた損害については、当社はその賠償をお客さまに求めることができます。

第 26 条（期間内解約）

お客さま、または当社が、本サービスを提供期間内において終了しようとするときは、1ヶ月前までに書面により相手方に通知しなければならないものとします。

第 27 条（本サービス提供終了の際の機器の取り扱い）

当社は、本サービスの提供終了の際、アイルス関連機器および第 7 条記載の警備ステッカーを撤去するものとし、お客さまはこれに協力するものとします。この作業に要する費用については、本サービス提供の終了が第 26 条におけるお客さまの事由に基づく場合、または第 25 条に基づく場合にはお客さまの負担とし、当社に支払うものとします。

- 2 前項の事由に基づく場合、アイルス関連機器を撤去する作業費として 11,000 円（税込）を当社はお客さまに対して請求するものとし、支払い方法、金額変更、消費税などについては第 9 条を適用するものとします。
- ただし、期間満了に伴う終了の場合には、アイルス関連機器を撤去する作業費は請求いたしません。
- 3 アイルス関連機器の撤去後の施設等の損傷箇所の原状回復はお客さまの負担により行うものとします。

第 28 条（権利の譲渡禁止）

お客さまは当社の同意無しに本サービスに関する権利を第三者に譲渡してはなりません。

- 2 お客さまが死去された場合、本サービス利用契約上のお客さまの地位は相続人に継承されるものとします。

第 29 条（秘密情報の守秘義務）

お客さまは本サービスを通じて知り得た当社の秘密情報（技術情報や待機所の位置情報等）を第三者へ漏らしてはなりません。このことは本サービス終了後も同様とします。

第 30 条（個人情報の取り扱い）

当社は次の各号の利用目的のため、お客さまの個人情報（スマートフォンを活用したサービスをご利用の際の個人情報も含む）を当社の「個人情報保護方針」に基づき取扱います。

- ① 利用目的
- ② 業務委託
- ③ 第三者への開示

- ④ 請求人への開示・訂正・削除その他のお問い合わせ
- ⑤ お客さまからの個人情報の提供（任意）
※詳細は巻末の「個人情報取扱いについて」をご覧ください。

第31条（反社会的勢力の排除）

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が実質的に関与している個人・法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告、請求を要することなく、本契約を契約期間の途中で解除する旨の通知を一方的に行い、解除することができるものとする。

- (1) 前項の確約に違反した場合。
- (2) お客さまにおいて、その役員等、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下、「役員等」という。）が、反社会的勢力である場合。
- (3) お客さまにおいて、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (4) お客さまにおいて、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合。
- (5) 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①～④に準ずる行為

3 前2項の規定により、本契約を解除した場合には、第三者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要さない。

第32条（相互協力）

お客さまおよび当社は互いに協力し、信義を守り誠実に本規程に従うものとし、本規程に定めのない事項および疑義の生じた事項については、お客さまおよび当社の協議により誠意をもって解決するものとします。

第33条（苦情等の問合せ窓口）

お客さまが、本契約に基づいて問い合わせ等を行う場合には、下記に記載する電話番号に問合せするものとします。

大阪ガスセキュリティサービス株式会社
アイルス ヘルプデスク

TEL：0120-288-164

（土・日・祝日、年末年始を除く平日9時～17時40分）

第34条（クーリングオフ）

- ① お客さまは、特定商取引に関する法律という訪問販売でお申し込み（またはご契約）になった場合、その内容を記載した書面を受け取られた日から起算して8日を経過するまでの間に、書面によるお申し出によってご利用のお申し込みを撤回することができます。
 - ② お申し込みの撤回は、お申し出書面の発信によって効力を生じます。
 - ③ この場合、お客さまに損害賠償または違約金の負担はありません。また、当社負担にてお引渡し済みの商品を引き取らせていただきます。代金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
- ※詳細は巻末の『「クーリングオフ」について』をご覧ください。

第35条（合意管轄）

お客さまおよび当社は、本契約における法的紛争が生じた場合、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所について合意するものとします。

第36条（本規程の改定）

当社は、本サービスのご利用規程を変更する時は原則変更する1ヶ月前までに変更する内容をホームページ等で周知いたします。例外として予告なく変更することがあります。ただし、この場合にあっては変更内容をホームページ等で周知いたします。また、ご利用者に対して変更後の内容を書面等で通知いたしません。

2 契約の個別変更について

書面をもって変更内容を明らかにし、当該書面に署名もしくは記名・捺印をもって効力を生じるものとします。

第37条（ご利用規程以外の契約内容の変更について）

書面をもって変更内容を明らかにし、当該書面に署名もしくは記名・捺印をもって効力を生じるものとします。

第38条（本規程の適用期間）

本規程は2019年10月1日から有効とします。

第39条（「あんしんお元気」に関する特約等）

お客さまが「あんしんお元気」を利用するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 本サービスの標準メニュー（防犯監視・非常監視・健康相談）について、お客さまと当社との間に契約があること。
 - ② お客さまが日常ある程度の頻度で使用するトイレの扉すべてに、生活リズムセンサーを設置すること（生活リズムセンサーを設置する場所を当社が別途指定した場合は、その場所でも可とします。）
 - ③ お客さまが、「アイルス関連機器」として、ペンダント非常ボタンを利用すること
 - ④ お客さまが、第13条第1項記載の鍵の預託を必ず行うこと
 - ⑤ お客さまが、自宅の固定電話の番号を当社に届け出ること
 - ⑥ お客さまが、スマートフォンを持っている場合、上記⑤に加え当該番号も当社に届け出ること
 - ⑦ お客さまが、計画書7.記載の緊急連絡先を1件以上登録すること（最大3件まで）
 - ⑧ 「お元気メール」をお申込の場合は、当社が利用者に電話をかけ終えた後、お電話でお伺いした内容を電子メールにてお客さま（契約者）に報告されることをご利用者さまに承諾していただくこと
 - ⑨ お客さま宅が、あんしんお元気サービス提供可能エリア内であること。（アイルス提供可能エリアとは異なります）
- 2 次の場合、当社は、お客さまが前項の要件を満たしていないと判断できるものとします。
- ① お客さまが、生活リズムセンサーを設置した場所を利用することなく、一日の過半を過ごすことが常態化している場合
 - ② 生活リズムセンサーがお客さま以外の動きを頻繁に検知する可能性がある場合（例えば、ホームヘルパー・ペット・風などが、トイレ扉を開閉してしまう場合）
- 3 本条第1項の要件を1つでも満たさない場合、または本条第2項に該当する場合、当社は「あんしんお元気」の一部の提供を停止できるものとします。ただし、条件が整い次第、お客さまは当社にサービスの再開を求めることができます。なお、この一部のサービス停止期間のサービス料金については、お客さまにご負担いただきます。
- 4 「あんしんお元気」における警備員出動の際、当社は必要に応じて点検を実施します。本点検は、お客さま宅の屋内、外観の順で実施します。屋内点検において、当社は本条第1項④記載の鍵を必ず使用します。お客さまは第13条の鍵に関する規程を十二分に理解しておくものとします。
- 5 「あんしんお元気」の、出動時における警備員の点検は、お客さまの安否を確認するために、次の箇所に対して実施します。
- ① お客さま宅内の通常の生活動線と想定できる場所
 - ② お客さまが寝起きする建物の外観、および当該建物の外壁に手を触れながら確認できる範囲
- 6 前項①には、部屋の体裁をなさない、屋根裏・床下収納・クローゼット・押入れ・家具、および施錠された場所を含まないものとします。ただし、施錠された場所がトイレまたは浴室の場合、内部でお客さまが倒れている可能性があるため、当社は、扉を破壊するなどして内部に進入します。なお、この場合の扉破壊等について、当社は責めを負わないものとします。
- 7 警備員の屋内点検は、図面に基づき実施します。お客さまは第18条の対象物件の改造等に関する規程を十二分に理解しておくものとします。
- 8 物置小屋・自動車・屋根があり入口にシャッターのある車庫については、いずれの内部も警備員は点検し

ません。ただし、本条第5項②の範囲に入り、それぞれの外側から確認できる要素については、この限りではありません。

- 9 「あんしん非常」は、体調不良などの緊急時用のサービスです。日常生活の中で介護が必要な時などに非常ボタンによる通報があっても、当社に対応しないものとします。
- 10 「お知らせ機能」は、生活リズムセンサーの無反応が一定時間続かなければ作動しませんので、お客様の体調異変を瞬時に感知し、お知らせする機能ではありません。
- 11 お客様は、「お元気メール」を受信するためには、お客様（契約者）ご自身によって電子メールを受信する機器（スマートフォン等）の受信設定手続または受信拒否設定の解除手続等を行っていただき、「お元気メール」を迷惑メールフォルダ等にて受信されないように手続を行っていただく必要があります。なお、当社は、お元気メールの受信の可否については、免責とします。
- 12 警察・消防への緊急連絡、緊急連絡先への緊急連絡を問わず、当社の緊急判断のあり方、またその結果について、当社は責任を負いかねます。

以上